

「自作航空機に関する試験飛行等の許可について」の一部改正（案）
及び「試験飛行等の許可について」等の一部改正（案）について

令和 4 年 7 月 1 日
国土交通省航空局安全部
安 全 政 策 課

1. 背景

サーキュラーNo. 1-006「自作航空機に関する試験飛行等の許可について」は、自作航空機について機体登録から航空法第11条第1項ただし書の規定による飛行の許可までの一般方針を定めているところ、空飛ぶクルマなどの新たな航空モビリティの実用化に向けた開発が世界中で進められており、我が国においてもメーカーの研究開発促進のために試験飛行をより柔軟に行える環境が必要であることから、研究開発用航空機についての飛行の許可までの流れについての要件を明確にする必要がある。

また、欧米を中心に導入が進んでいるLight Sports Aircraft（以下「LSA」という。）と呼ばれる従来のレジャー用航空機よりも大型で性能も高く堅牢な航空機について、平成29年8月に交通政策審議会航空分科会技術・安全部会においてとりまとめられた「航空に係る技術的な規制の見直しについて(報告書)」を踏まえ、欧米等の状況を参考にLSAの飛行許可要件についても明確にする必要がある。

については、サーキュラーNo. 1-006「自作航空機に関する試験飛行等の許可について」下記の内容のとおり改正するとともに、あわせて、手続きの合理化や当該改正に伴いサーキュラーNo. 1-005「試験飛行等の許可について」及び「航空法第28条第3項の規定に基づく業務範囲外行為の許可について」等について所要の改正を行う。

2. 改正概要

(1) サーキュラーNo. 1-006「自作航空機に関する試験飛行等の許可について」（平成14年3月29日 国空機第1357号）の一部改正

①全般

- ・ 題名を「自作航空機に関する試験飛行等の許可について」から「研究開発用航空機等の試験飛行等の許可について」へ変更する。
- ・ 試験飛行等の識別記号の登録と飛行申請をまとめて実施可能とするように変更
- ・ 試験飛行等の許可にあたり、これまで第一段階としてジャンプ飛行を求めているが、この要件を廃止する。

②研究用開発航空機について

- ・ 申請時に、これまで航空機の耐空性基準（耐空性審査要領）への適合状況を示すことを求めているが、研究開発段階の航空機であることを踏まえ、機体の安全性とともに、安全対策等を規定した飛行マニュアルの提出を求める方法に変更
- ・ 場周空域を超えて飛行する場合の手続きを明確化（土地所有者の了解を得るなど）

- ・ その他所要の改正を行う。

③LSAについて

- ・ 製造者によりASTM基準に適合していることが示され、航空当局等によって証明書が発行されているLSAについて、有視界飛行方式などの運航条件を付した上で、2地点間飛行も可能とする。

(2) サーキュラーNo. 1-005「試験飛行等の許可について」(平成13年3月30日 国空機第369号)の一部改正

- ・ サーキュラーNo. 1-006「自作航空機に関する試験飛行等の許可について」の改正に伴い、所要の改正を行う。

(3) 「航空法第28条第3項の規定に基づく業務範囲外行為の許可について」(平成7年6月16日 空乗第115号)及び「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等について」(平成8年10月1日 空乗第181号)の改正

- ・ サーキュラーNo. 1-006「自作航空機に関する試験飛行等の許可について」の改正に伴い、「航空法第28条第3項の規定に基づく業務範囲外行為の許可について」に所要の改正を行う。
- ・ 「ホームビルト機の航空法第28条第3項の飛行許可について」(空乗第255号 昭和51年5月1日)を廃止し、「航空法第28条第3項の規定に基づく業務範囲外行為の許可について」に整理統合するとともに、「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等について」に所要の改正を行う。

3. スケジュール (予定)

公布・施行：

令和4年8月上旬